

## 令和 7 年第 3 回 飯塚市議会会議録第 5 号

令和 7 年 6 月 2 0 日（金曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

### ○議事日程

日程第 9 日 6 月 2 0 日（金曜日）

#### 第 1 一般質問

#### 第 2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第 7 5 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例  
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第 7 6 号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
（ 経済建設委員会 ）
- 3 議案第 7 7 号 契約の締結（上堰改良工事）  
（ 経済建設委員会 ）
- 4 議案第 7 8 号 財産の取得（消防ポンプ自動車）  
（ 総務委員会 ）
- 5 議案第 7 9 号 市道路線の認定  
（ 経済建設委員会 ）
- 6 議案第 8 0 号 専決処分の承認（令和 7 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号））  
（ 経済建設委員会 ）
- 7 議案第 8 3 号 専決処分の承認（令和 6 年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第 3 号））  
（ 福祉文教委員会 ）
- 8 議案第 8 4 号 専決処分の承認（令和 7 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 1 号））  
（ 総務委員会 ）
- 9 議案第 8 5 号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）  
（ 総務委員会 ）
- 10 議案第 8 6 号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
（ 協働環境委員会 ）

#### 第 3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第 8 7 号 契約の締結（白門井堰改良工事）  
（ 経済建設委員会 ）

### ○会議に付した事件

#### 第 1 一般質問

#### 第 2 議案の委員会付託省略

- 1 議案第 7 5 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 7 6 号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 7 7 号 契約の締結（上堰改良工事）
- 4 議案第 7 8 号 財産の取得（消防ポンプ自動車）

- 5 議案第79号 市道路線の認定
  - 6 議案第80号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））
  - 7 議案第83号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第3号））
  - 8 議案第84号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号））
  - 9 議案第85号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）
  - 10 議案第86号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第3 追加議案の提案理由説明、委員会付託省略
- 1 議案第87号 契約の締結（白門井堰改良工事）

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。4番 赤尾嘉則議員に発言を許します。4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

いつか会の赤尾です。新ごみ処理施設建設には慎重派の赤尾です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私ごとですが、今、口の中に口内炎が多数できておりまして、大変しゃべりづらい状況になっておりますので、聞き取りづらい部分があるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。めったにこんなことはないもので、病院を受診したらストレスによるものだと言われました。これ以上、口内炎が増えないように、ストレスフリーな議会運営をよろしくお願いします。

それでは、質問の内容に入っていきます。以前にも調査させていただいておりますが、「市有地等の売却について」今回は質問させていただきます。市有地や公共施設跡地は市民の大切な財産です。一方で、未利用地や用途廃止後に利用計画がない施設跡地は、維持管理の面、将来に見込める税収の面を考えると、積極的に売却を進めていくことが望ましいと考えております。また、売却後もその地域や市民へ与える影響や効果は無視できませんし、むしろ重大であると考えますので、今回の質問をさせていただきます。

まず、現在の売却状況について、これまでに売却した施設等はどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

直近3か年でお答えをさせていただきます。令和5年度につきましては、公募型プロポーザル方式により旧鎮西中学校、旧楽市小学校、旧立岩交流センターの3件、一般競争入札によるものについては、旧長楽寺団地ほか4件、価格公示により大字伊川の未利用地1件を売却しております。

令和6年度は、公募型プロポーザル方式により旧本庁舎第2駐車場、一般競争入札により大字勢田の未利用地1件をそれぞれ売却しております。

本年度は、公募型プロポーザル方式により旧二瀬交流センター及び旧幸袋交流センターの2件、また、一般競争入札では3件の公募を行いました。いずれも売却には至っておりません。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

令和6年度に売却に至った旧本庁舎第2駐車場及び大字勢田の未利用地の2件について、公募から売却までの経緯と売却相手方、売却金額をそれぞれ教えてください。

また、プロポーザル方式での売却に関しては、土地利用計画の概要をお示しください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

まず、公募型プロポーザル方式により売却をしました旧本庁舎第2駐車場につきましては、令和6年4月15日に告示し、同日から5月31日までの期間で、応募申込書等の受付を行いましたところ、これはさきの一般質問、令和6年9月議会でも申し上げましたが、売却予定最低価格に疑義が生じ、再検討する必要が生じたため、5月30日付で公募を中止いたしております。

その後、売却予定最低価格を見直しまして、8月21日に告示し、同日から10月7日までの期間で、応募申込書等の受付を行いましたところ、4者からの提案を受け、公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会における審査を経まして、令和7年1月17日に、所在地、福岡市中央区天神4丁目2番20号、株式会社シフトライフと契約金額2億240万円で契約を締結しております。

本件の土地利用計画の概要ですが、建築物につきましては、RC（鉄筋コンクリート）造で12階建ての分譲マンションとなっております。建築スケジュールは令和7年11月着工、令和9年2月末引渡しの予定とされております。

次に、一般競争入札により売却しました大字勢田の未利用地につきましては、令和6年11月14日付で告示し、11月22日から12月3日まで入札参加申込受付を行いましたところ、1者の申込みがあり、入札の結果、令和7年1月27日に、所在地が福岡市東区若宮5丁目19番14号のジェームス不動産株式会社と契約金額96万5千円で契約を締結しております。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

では、今後、売却を予定している施設や市有地はどのようなものがあるか、教えてください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

今後の売却予定ですが、現在、旧楽市保育所について一般競争入札による公募を行っており、今月末に入札予定としております。

次に、売却の準備を進めているものとしましては、跡施設では旧筑穂保育所がございます。そのほかに未利用の市有地数か所について、一般競争入札による公募の準備を進めております。

また、今後の売却に向けました取組としては、旧第1・第2体育館跡地、颯田地区公共施設跡地及び旧潤野小学校跡地、この3件について、事業者から広く意見や提案をいただく対話を通して、利活用の可能性を確認しますサウンディング型市場調査を本年2月から実施しております。

旧第1・第2体育館跡地については、サウンディングの参加申込みがあっておりまして、今後、事業者との対話を予定しておりますが、颯田地区公共施設跡地及び旧潤野小学校跡地については、参加の申込みがあっておりません。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

公募型プロポーザル方式と一般競争入札に分けて売却されていますが、その違いは何ですか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

原則としましては、一般競争入札による売却を行っているところでございますが、学校跡地及び交流センター跡地につきましては、その後の利活用に対する地域住民の方々の関心が高いこと

を踏まえまして、附属機関である公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会を設置しまして、公募型プロポーザル方式による売却相手方の選定を行うこととしております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

それでは、売却後についてお聞きします。市有地売却後の状況について、市は把握されていまずでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

一般競争入札により売却した物件は、土地の活用条件などを付しておりませんので、その後の状況は確認しておりません。

公募型プロポーザル方式で売却した物件につきましては、事業者が土地利用計画においてスケジュールを示しておりますので、市としてもその進捗状況を適宜確認しております。

そこでまず、旧鎮西中学校につきましては、宅地分譲地の計画で令和9年3月まで解体工事の予定となっておりますが、既に校舎等の解体が完了している状況でございます。

次に、旧楽市小学校につきましては、宅地分譲地の計画で昨年4月から解体工事、9月から本年7月まで造成工事の予定となっております、スケジュールどおりに工事が進んでいる状況でございます。

次に、旧立岩交流センターにつきましては、分譲マンションの計画で、令和5年10月から解体工事、昨年8月から本年12月まで本体工事の予定となっておりますが、まだ着工には至っておりません。

そして最後に、旧本庁舎第2駐車場につきましては、分譲マンションの計画で、建築物の解体はなく、本年11月から令和9年2月まで本体工事の予定となっております。4月上旬に事業者から、地盤調査のためのボーリング調査を実施したとの報告を受けております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

今の答弁を聞きますと、旧鎮西中学校は予定よりかなり早く進んでいると。旧楽市小学校はおおむね予定どおり進んでいるということですが、心配なのが旧立岩交流センターですね。令和6年8月より分譲マンションの建設が着工する予定であるが、着工できていないということですが、これは1年ぐらい遅れている状況になりますが、遅延理由は確認していますか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

旧立岩交流センターの売却の相手方でございます株式会社コスモより、令和5年10月からとっていた解体の着工が令和6年2月からとなり、それに伴って以降の工程も遅れているとの報告を令和6年6月に受けております。

その後も相手方と協議は行っておりますが、具体的なスケジュールについては、まだ提示はあっておりません。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

当初のスケジュールより大幅に遅れており、地元住民も心配しています。予定から遅れることは契約違反とはならないのでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

旧立岩交流センター敷の売却に当たりまして、市と事業者で不動産売買契約書を締結しておりますが、この中で、事業者は、所有権移転の日から起算して5年以内に事業計画に基づく事業を完了しなければならないこと。期間内に事業が完了しない場合は、市が売買物件を買い戻すことができることとしておりまして、予定から遅れたことをもって、直ちに契約違反ということはありません。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

要は所有権移転の日から起算して5年以内に事業が完了できれば契約違反とはならないということでしょうが、それは具体的にはいつからいつまでの期間なのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

市から株式会社コスモへの所有権移転をした日ですが、令和5年9月1日となっておりますので、所有権移転の日から起算して5年以内となる期限は令和10年8月31日となります。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

もう一つ確認したいのは、ここでいう事業の完了の定義を教えてくださいんですが、なぜこのような質問をするかといいますと、売却相手方である事業者から提出されている土地利用計画書の中に、事業スケジュールが示されておりますが、ここには令和6年9月から令和7年12月竣工となっております、建設期間を示しているものと思われま。

また、令和8年1月から販売開始とあり、事業計画が分譲マンション52戸の建設でありますから、完成後のマンションの販売を開始するものと思われま。そのスケジュール表記の下段に補足の説明で、「大いに販売見込みのある立地条件と理解していますので、早くに完売を目指します。ご理解ください。」とわざわざ記載をされています。この部分を額面どおりに受け取りますと、事業者側はマンションの完売が事業の完了と認識しているように思われまが、市の考えをお尋ねしま。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

事業完了は竣工の段階と認識しております。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

そうですね、マンションの完売がいつになるというのは見込めないから、そのとおりだと思います。

それでは、次の質問に行きますが、旧立岩交流センターの売却では、公共下水の関連や地元の要望などが理由で、本市が一部土地の分筆を行い、売却していない箇所があると聞いております。この件についての説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

旧立岩交流センターの敷地内に、旧立岩交流センター及び隣接地の居住者1件が接続する下水道管が埋設されていることが発覚しまして、これを市が管理する必要があるということから、土地を分筆して下水道課の所管とし、売却の範囲から除外したものでございます。

また、売却に伴う拠点収納ボックスの移転先を調整しておりましたが、市有地が残ることとなりましたので、継続して設置することとなっております。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

分筆を行ってまで売却しなかった土地にもかかわらず、不動産売買契約締結後の現在、土地の購入事業者が払下げを要望しているとのことも聞いております。この件についても説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

令和6年9月11日に、株式会社コスモの代表取締役が来庁されまして、この土地を駐車場敷として活用したいとの申出がっております。

これを受けまして、下水道課と協議し、株式会社コスモが隣接地の居住者の下水道管への接続を認めるのであれば、払下げは可能ということで、現在、払下げに向けた手続を進めております。

なお、拠点収納ボックスにつきましては、払下げ後も継続して設置をさせていただくことで相手方と協議が整っておるところです。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

今の話の要約というか、私はこう理解したんですけど、当初の公募の条件が、もしかすると、下水道の調査をきちんとやれば公募条件は変えられたということではないかと思うんです。私、記憶が定かではありませんけど、4者ぐらい土地の購入希望者、すなわち応募者がいたかと思うんです。そのうち3者が辞退されて、結果的には1者になったんですね、応募者が。最初から、今、払下げをする部分を含めて売却していますと、もしかすると最終的に残る応募者が1者ではなく2者かもしれないし、そうなりますと売却価格が上がる可能性もありますし、今、私がいろいろ質問しています問題も、もしかすると回避できた可能性もあるかと思いますので、この辺は調査をしっかりとやっていただくことを指摘させていただきます。

また、拠点ボックスに関しては地域の方が心配されていましてので、いろいろと協議していただきまして、ありがとうございます。

それでは、これまでの立岩交流センターについての質問への答弁を聞いておりますと、事業実施が履行できるのか、大変危惧いたします。仮に事業実施が困難であると判断された場合、本市はどのような対応を取られるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

先ほども申し上げましたが、市と事業者との不動産売買契約におきまして、期間内に事業が完了しない場合は、市が売買物件を買い戻すことができることとしておりますので、事業の完了が見込めない場合は、相手方と不動産の買戻し手続について協議に入るものと考えております。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

令和5年9月1日に本件の売買契約を締結していると思いますが、当時と現在では状況がかなり違うのではないかと思います。事業者から提出された土地利用計画書の事業スケジュールでは、建設期間を16か月で設定してあります。昨今の建設業界における労働者不足や働き方改革への取組強化などを考慮しますと、本件のような規模の建設では最低20か月は要するものと予測されます。

同じく、土地利用計画書には概算事業費も示されておりますが、建設費やマンションの販売経費は、建設資材、人件費の高騰で、当時から大きく上昇していますので、予算面においても本事業が成り立つのか疑問が残ります。

このような点から判断しましても、本事業の履行が不安視されますので、早期に事業者との協議が必要ではないかと考えますが、市の見解をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

今、ご質問のとおり、住民の方々の不安ですね、今の状態を見れば十分理解をするところでございます。ただし、先ほど申し上げましたように5年間、事業が完了しなければ買戻しということなので、今のスケジュールが遅れていることも十分認識しておりますので、今もやっておりますが、スケジュールについて適宜確認を行ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

よろしくお願いします。

そもそもこの旧立岩交流センターについては、売却相手方を決定する事業者選定方法に問題があったと思っておりまして、令和5年9月の総務委員会で所管事務調査をさせていただいております。

その際に、売却相手方である企業の情報が少ない点、事業実績が乏しい点、財務状況と提案されている事業規模との不釣り合いな点を指摘しておりますが、事業スケジュールが大幅に遅延している現状を踏まえますと、やはり事業者の公募方法、また事業者選定の審査方法に問題があったと思われませんか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

学校跡地及び交流センター跡地につきましては、公募型プロポーザル方式により売却の相手方の選定を行っているところでございます。土地の利用計画に基づく事業が履行されなければ、市が売買物件を買い戻すことができるとしておりますので、地域住民の方々の関心が高い学校跡地及び交流センター跡地の売却の方法としましては、一般競争入札よりも適した選定方法であるというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

私も、地域の拠点であったこういう場所を売却するに当たり、地域住民の期待の高さや政策的にまちづくりを進めていく観点から、公募型プロポーザル方式の採用は適していると思っています。

しかしながら、売却先の公募方法や審査方法には大きな問題があり、早急に改善すべきであるとも考えております。現に旧立岩交流センター跡地に関しては、事業スケジュールが大幅に遅れ、

事業の履行が危ぶまれる事態となっておりますが、本市が事業者選定時に事業者を審査する目的で提出を求めています土地利用計画書を公平性・透明性をもって厳しく審査することにより、このような問題を回避できた可能性はあると考えています。よって、現行の審査方法に問題があり、改善すべきです。

また、公募方法に関しては、本市が公募の際、事業者向けに作成しております飯塚市公共施設跡地売却実施要領、これに問題があると考えます。旧鎮西中学校跡地は戸建て分譲住宅を47区画造成する計画となっております。これは業界紙では63区画と報道されていまして、増えているんですけど、この件についても令和5年の所管事務調査で指摘しましたが、応募者の資格要件が法人・個人を問わないためということで、個人の方が売却相手方となっております。一次審査の審査項目で、事業実績や事業の実現性を審査していますが、何をどのように評価し、審査を通過したのか、疑問です。さらに指摘しておきますが、売却相手方となった個人の資格については、宅地建物取引業許可免許の問題、職業については倫理規程や利益相反の問題等を審査する必要があるのではないかと考えます。

このようなことから、公募方法・審査方法の見直し・改善が必要だと思いますが、市の見解をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

今、るる、質問者のご指摘がございました。今までの、このプロポーザルで売却を行ってきた経緯等につきましては、私どもは、ご指摘された、今言われたようなことはなかったというふうに認識を持ってやっておりますので、今後も同様な売却の考え方でやっていきたいという思いでございます。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

公募方法とか審査方法は見直す余地がないと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

見直すつもりはないということではなくて、課題とか、そこら辺が見えてくるのであれば、慎重に検討する必要があるかと思っております。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

今現在でも、課題も問題もあるんですよ。例えば工事がもう遅れていると、買戻し特約がついているから買い戻せますということではないと思うんです。そうすると、お互いに裁判とかそういう話になるわけでしょう。これはもう既に問題だと思っているんですよ。

予定スケジュールを出されています。このスケジュールどおりに進まない。例えば土地利用計画書というのを出されていますけど、いろいろな観点からこういう評価ができるようなものにはなっています。ただ、それを審査する過程で、例えば決算書なんかついていますが、どう見たって、この事業はやれるんですかと疑問が残るような決算書ではあります。そういうところは、随時、見直していくべきではないかと思っています。

この公募型プロポーザルの方式とか、そういうことを否定しているわけではなくて、内容をもっと厳格に審査していきましょうということなんですけど、鎮西にしてもそうですよね、これは問題ないのかと言われますと、大いにグレーな部分があります。問題があると私は思っています。



そういう部分を少しでも見直してください、検討してくださいということなんですけど、答弁できますか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

先ほどと重複しますが、今、るる、ご指摘をいただいて、貴重なご意見として、今後、参考とさせていただきますと思います。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

ぜひ、ご検討よろしくお願いします。

それでは、今後についてなんですが、現在までに売却を進める中で、市の考える問題点はありませんでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

現在は、測量を実施後、売却可能な状態となった物件について、順次、公募を実施しておりますが、全く応募がない物件も生じておりまして、公募すれば必ず売れるという状況ではございません。

公募に際しては、測量費や不動産鑑定手数料、また職員の人件費等を要しますので、売却が見込める物件に注力する必要があると考えております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

今の答弁を要約すると、未利用地等を売却可能な状態にするには、相応の費用を要することになるため、売却が見込める物件を市が目利きし選定した上で、測量費等の必要経費を投資するという見解でよろしいでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

本年5月8日付で、本市が所有する未利用地の情報を一覧表にして市のホームページに掲載しております。今後も定期的に各課への照会を行うとともに、売却に係る支障等を解消しながら、適宜、情報の更新に当たってまいりたいと考えております。

これにより購入希望者の掘り起こしを図りまして、購入希望の申出があったものから、売却に向けた手続を進めていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

当然のことですが、公募情報が多くの人の目に留まることが、売却の確率を上げることにつながります。公募情報が事業者等に行き渡っていないということはないでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

公募は告示により行いますが、公募情報を市のホームページに掲載するのと併せまして、メールマガジンでも配信をしております。メールマガジン登録者は福岡県宅地建物取引業協会や不動

産保証協会の会員を中心に約１００件の登録がありまして、現在も少しずつ増加しております。

○議長（江口 徹）

４番 赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

なかなか売れない物件は、民間でいうと価格を調整したりとかすると思うんですけど、行政なのでそういうことがなかなか難しいとは思いますが、価格設定が高過ぎるということはありませんか。売却価格の設定について説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

市有地の売却に当たりましては、不動産鑑定評価を依頼し、飯塚市公有財産調整等委員会の審議を経まして、売却予定最低価格を設定しております。

地方自治法第２３７条第２項におきまして、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」と規定しており、適正価格より価格を下げて売却することは難しいと考えております。

○議長（江口 徹）

４番 赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

これはちょっと要望しておきますけど、価格を下げて売却することは難しいということですが、不要な市有地をそのままにしておけば維持管理費も必要ですし、価格を下げてでも手放したほうが市にとって有益ではないかと思っています。これは本市に限ったことではなく、全国共通の課題だと思いますので、先進事例を調査するなどして早急に対策を検討してください。

では、今後の市有地の売却について、どのような展望を描かれているか、教えてください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

今、質問者も要望で言われましたが、市有地等の売却は、その管理費の削減が図られるとともに、売却収入等による財源確保にもつながりますことから、他自治体の先進事例等を研究しながら、効率的に売却を進めていけるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（江口 徹）

４番 赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

冒頭にも申しましたが、市有地や公共施設跡地は市民の大事な財産です。まずは市民の利益につながるような利活用に努めていただきたいと思います。

また、検討の結果、利活用の困難な市有地は売却ということになりますが、その過程やその後について、市民の皆様から十分に納得いただけるような売却を切にお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前１０時３３分 休憩

午前１１時２０分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

一般質問を終結いたします。

「議案第 7 5 号」から「議案第 8 0 号」までの 6 件及び「議案第 8 3 号」から「議案第 8 6 号」までの 4 件、以上 1 0 件を一括議題といたします。

（「動議」と呼ぶ者に続き、起立する者あり）

2 1 番 城丸秀高議員にお尋ねいたします。動議の内容は何になりますでしょうか。2 1 番 城丸秀高議員。

○2 1 番（城丸秀高）

「議案第 7 5 号」から「議案第 8 0 号」までの 6 件、「議案第 8 3 号」から「議案第 8 6 号」までの 4 件、以上 1 0 件については、会議規則第 3 6 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することを望みます。

○議長（江口 徹）

ただいま 2 1 番 城丸秀高議員から、この際、委員会の付託を省略することを求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、この際、委員会の付託を省略することを求める動議は、可決されましたので、「議案第 7 5 号」から「議案第 8 0 号」までの 6 件、「議案第 8 3 号」から「議案第 8 6 号」までの 4 件、以上 1 0 件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

取扱いを協議するため、暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 2 2 分 休憩

午前 1 1 時 4 8 分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。「議案第 8 7 号 契約の締結（白門井堰改良工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案の提案理由の説明をいたします。

「議案第 8 7 号 契約の締結」につきましては、白門井堰改良工事につきまして、丸島・オカベ特定建設工事共同企業体と 2 億 9 1 9 4 万円の請負契約を締結するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

（「動議」と呼ぶ者に続き、起立する者あり）

○議長（江口 徹）

2 1 番 城丸秀高議員にお尋ねいたします。動議の内容は何になりますでしょうか。2 1 番 城丸秀高議員。

○2 1 番（城丸秀高）

「議案第 8 7 号」につきましては、会議規則第 3 6 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することを望みます。

○議長（江口 徹）

ただいま 2 1 番 城丸秀高議員から、この際、委員会の付託を省略することを求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題

とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、この際、委員会の付託を省略することを求める動議は、可決されましたので、「議案第８７号」については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

先ほど委員会の付託を省略することを決定した「議案第７５号」から「議案第８０号」までの６件、「議案第８３号」から「議案第８６号」までの４件及びただいま委員会の付託を省略することを決定した「議案第８７号」、以上１１件については、６月２４日、火曜日に本会議を開き、議案の補足説明、質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前１１時５１分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 25名 )

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番   | 江 口 徹   | 1 6 番 | 土 居 幸 則 |
| 2 番   | 兼 本 芳 雄 | 1 7 番 | 吉 松 信 之 |
| 4 番   | 赤 尾 嘉 則 | 1 8 番 | 吉 田 健 一 |
| 5 番   | 光 根 正 宣 | 1 9 番 | 田 中 博 文 |
| 6 番   | 奥 山 亮 一 | 2 0 番 | 鯉 川 信 二 |
| 7 番   | 藤 間 隆 太 | 2 1 番 | 城 丸 秀 高 |
| 8 番   | 藤 堂 彰   | 2 2 番 | 秀 村 長 利 |
| 9 番   | 佐 藤 清 和 | 2 3 番 | 小 幡 俊 之 |
| 1 0 番 | 田 中 武 春 | 2 4 番 | 金 子 加 代 |
| 1 1 番 | 川 上 直 喜 | 2 6 番 | 瀬 戸 元   |
| 1 3 番 | 田 中 裕 二 | 2 7 番 | 坂 平 末 雄 |
| 1 4 番 | 石 川 華 子 | 2 8 番 | 道 祖 満   |
| 1 5 番 | 永 末 雄 大 |       |         |

( 欠席議員 1名 )

3 番 深 町 善 文

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

議事調査係長 潤 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

副 市 長 久 世 賢 治

副 市 長 藤 江 美 奈

教 育 長 桑 原 昭 佳

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵美子

経 済 部 長 小 西 由 孝

こども未来部長 林 利 恵

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

企 業 局 次 長 今 仁 康